

令和 2 年 11 月 1 日

高岡法科大学学生貸出用ノートパソコン貸与取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、高岡法科大学（以下「本学」という。）における学生貸出用ノートパソコン（以下「ノートパソコン」という。）の貸与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸与の目的)

第 2 条 ノートパソコンの貸与は、遠隔授業の受講、コンピュータリテラシーの習得、教員・学生間のコミュニケーション手段の提供及び主体的・対話的な学習の実践を通じた教育効果の向上を図ることを目的として行うものとする。

(貸与対象者)

第 3 条 ノートパソコンは、本学に在籍する正規学生に貸与する。

(貸与期間)

第 4 条 ノートパソコンの貸与期間は、学部における学年暦上の授業期間を原則とし、貸与する。

2 ノートパソコンの貸与期間は、前期又は後期とし、貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、前期又は後期末までに貸与されたノートパソコンを返却しなければならない。

(貸与手続)

第 6 条 本学に在籍する正規学生がノートパソコンの貸与を受けようとするときは、あらかじめ、「学生貸出用ノートパソコン貸与申請書」を大学事務局教務課（以下「教務課」という。）に提出し、利用許可を受けなければならない。

2 ノートパソコンの貸与を受けようとする者は、「学生貸出用ノートパソコン借用誓約書」を教務課に提出し、ノートパソコンの利用に関する諸注意を受け、遵守しなければならない。

(貸与及び返却の場所等)

第 7 条 ノートパソコンの貸与及び返却は、教務課（月曜日～金曜日 9:00～17:00）で行うものとする。やむを得ず、返却日時に遅滞が生じる時は、遅滞となる前に理由及び返却予定日時を連絡しなければならない。

(返却手続)

第 8 条 貸与期間が終了した場合、又は本学が返却の必要があると認めた場合、被貸与者は、貸与されたノートパソコンを速やかに貸与を受けたときと同じ状態で返却しなければならない。

(被貸与者の管理責任)

第 9 条 被貸与者は、貸与されたノートパソコンの利用及び保管を適正に行うとともに、携帯中の盗難、紛失、破損等の防止に十分注意しなければならない。

2 貸与されたノートパソコンが盗難にあい、若しくは貸与されたノートパソコンを紛失した場合、又は返却されたノートパソコンに故障、破損等があった場合、被貸与者は、これらにより生じた損害について、全ての責任を負うものとする。

(禁止事項)

第 10 条 被貸与者は、貸与されたノートパソコンに関し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 貸与の目的又は教育・学術研究の目的以外の利用

- (2) 第三者への転貸、売却又は譲渡
- (3) ハードウェアの改造又は分解
- (4) ソフトウェアのインストール等によるシステムの改変
- (5) 公序良俗に反する行為
- (6) その他、本学が禁止する行為
(盗難、紛失、故障、破損等)

第 11 条 貸与されたノートパソコンに盗難、紛失等の事故が発生し、又は貸与されたノートパソコンが故障し、若しくは破損した場合、被貸与者は、速やかに教務課へ連絡し、本学からの指示を受けなければならない。

- 2 第 1 項に規定する被貸与者からの事故連絡のうち、盗難事故にあつては、大学は直ちにその旨の被害届を所轄の警察署に届けるものとする。
- 3 第 1 項に規定する被貸与者からの事故連絡のうち、紛失事故にあつては、その紛失が被貸与者の責めに帰することができない場合を除き、本学は紛失したノートパソコンと同等の機種購入相当額を被貸与者に請求するものとする。
- 4 第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、通常の使用法の範囲内で使用したものであつて、貸与されたノートパソコンに障害が発生し、そのノートパソコンが使用不能になった場合は、大学事務局管理課（以下「管理課」という。）が修理の対処を行うものとする。この場合において、修理に時間がかかるときで、学生貸出用ノートパソコンの予備機がある場合は、教務課で代替となる学生貸出用ノートパソコンを新たに貸与することで対応することがある。
- 5 通常の使用法の範囲内で貸与されたノートパソコンを使用した場合において、その機器に障害が発生したときは、障害発生以後のデータの復元は、被貸与者の責任において、被貸与者が行うものとする。
- 6 貸与されたノートパソコンが破損し、又は汚損した場合は、被貸与者が破損届を教務課へ提出し、その後、管理課が修理の対処を行うものとする。この場合において、本学は原状復帰のために生じる費用を被貸与者に請求するものとする。
- 7 盗難、紛失、故障、破損等により生じたデータの消失及びそれに起因する損害等については、被貸与者が負うものとし、本学は一切その責任を負わない。

(利用停止措置)

第 12 条 不適切な利用若しくは管理がされ、利用若しくは管理に悪意があり、又は利用上の注意を怠り、若しくは利用上の指導や指示に従わなかったことにより、貸与されたノートパソコンが破損し、又は汚損したと本学が判断したとき、本学は、有期又は無期の利用停止措置をとるものとする。

(自己責任)

第 13 条 ノートパソコンの利用は、自己責任を原則とし、ノートパソコンの利用により生じた損害は、被貸与者が負わなければならない。

(その他)

第 14 条 ノートパソコンの貸与に関しこの要領に定めのない事項が発生した場合は、被貸与者及び本学は、協議の上で解決する。

(事務所管)

第 15 条 この要領に関する事務は、管理課の所管とする。

(要領の改廃)

第 16 条 この要領の改廃は、大学運営委員会の議を経て、管理課長がこれを行う。